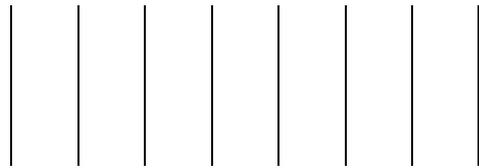
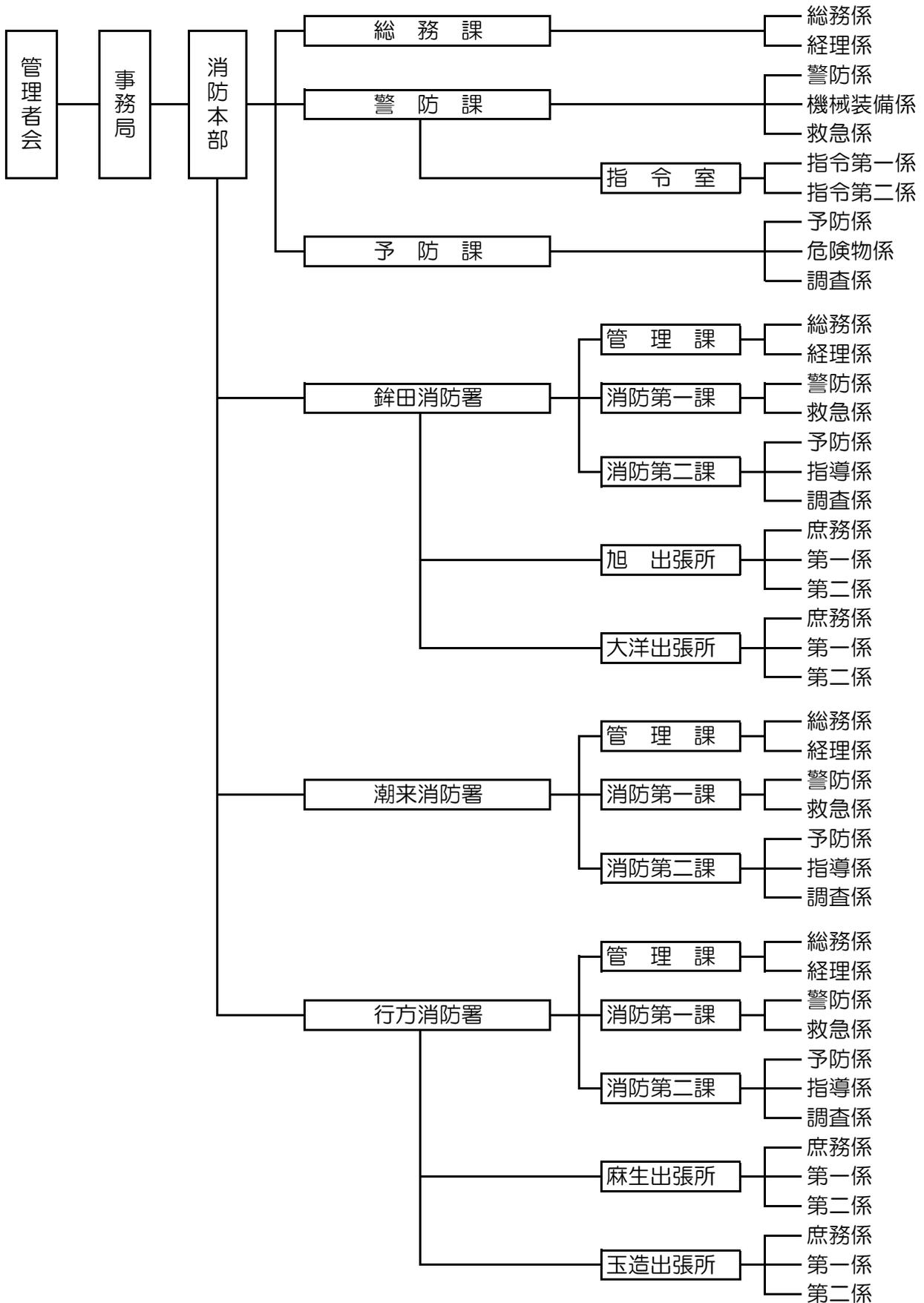


總務關係



消防本部・消防署行政組織図



課名	係名	分 担 事 務
警 防 課	警 防 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防計画の策定に関する事。 (2) 水・火災等の警戒防ぎよに関する事。 (3) 訓練及び演習の計画指導に関する事。 (4) 消防地理水利に関する事。 (5) 消防相互応援協定に関する事。 (6) 災害現場指揮及び現場支援に関する事。 (7) 国民保護法制に関する事。 (8) 消防団との連絡調整に関する事。 (9) 震災対策に関する事。 (10) 災害等の被害調査に関する事。 (11) 救助活動に関する事。 (12) 緊急消防援助隊に関する事。 (13) 特殊災害対策に関する事。 (14) その他、課内他の係に属さない事。
	機 械 装 備 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防機械器具の配置に関する事。 (2) 消防機械器具の企画及び改善に関する事。 (3) 消防装備に関する事。 (4) 救急用資器材の整備及び維持管理に関する事。 (5) 機関員の技能管理に関する事。 (6) 消防車両等の事故に関する事。 (7) その他、消防機械器具及び消防装備に関する事。
	救 急 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急活動に関する事。 (2) 医療機関との連絡調整に関する事。 (3) 応急手当の普及に関する事。 (4) メディカルコントロール協議会に関する事。 (5) 救急医薬品に関する事。 (6) 救急隊員の救急技術の向上に関する事。 (7) 救急訓練及び活動基準に関する事。 (8) 救急統計に関する事。 (9) その他救急業務に関する事。
指 令 室	指 令 第 一 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生通報の受け付け及び出場指令に関する事。 (2) 消防部隊の運用及び救急管制に関する事。 (3) 気象情報の収集及び伝達に関する事。 (4) 災害時の関係機関との連絡調整に関する事。 (5) 火災警報及び消防情報に関する事。 (6) その他通信指令に関する事。
	指 令 第 二 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信施設等の維持管理に関する事。 (2) 災害通信の運用及び通信統制の指導に関する事。 (3) 救急医療情報システムの運用に関する事。 (4) 防災行政無線の運用に関する事。 (5) ひとり暮らし老人等緊急通報システムに関する事。 (6) 通信統計に関する事。

消 防 署 事 務 分 掌

課 名	係 名	分 担 事 務
管 理 課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行事及び会議に関する事。 (2) 公印に関する事。 (3) 文書に関する事。 (4) 渉外に関する事。 (5) 消防報道に関する事。 (6) 署史に関する事。 (7) 証明事務に関する事。 (8) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。 (9) 職員の健康管理に関する事。 (10) 公務災害補償に関する事。 (11) 諸手当に関する事。 (12) 消防職員委員会に関する事。 (13) 福利厚生に関する事。 (14) 勤務評定及び人事記録に関する事。 (15) 職員の配置、表彰、服務及びその他身分に関する事。 (16) 教養及び研修に関する事。 (17) 事務事業等の計画及び総合調整に関する事。 (18) その他、他の係に属さない事。
	経理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算及び経理に関する事。 (2) 職員の費用弁償に関する事。 (3) 物品の出納管理に関する事。 (4) 庁舎施設の維持管理に関する事。 (5) 鹿行消防職員互助会に関する事。 (6) 職員の給貸与品に関する事。
消 防 第 一 課	警防係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水・火災等の警戒防ぎよに関する事。 (2) 訓練及び演習に関する事。 (3) 消防地理水利の調査に関する事。 (4) 国民保護法制に関する事。 (5) 消防団との連絡調整に関する事。 (6) 震災対策に関する事。 (7) 災害等の被害調査に関する事。 (8) 救助活動に関する事。 (9) 緊急消防援助隊に関する事。 (10) 特殊災害対策に関する事。 (11) 気象観測に関する事。 (12) 消防機械器具の運用及び維持管理に関する事。 (13) 消防通信施設の運用及び維持管理に関する事。 (14) 機関員の技能に関する事。 (15) 消防車両等の事故に関する事。

<p style="text-align: center;">消 防 第 一 課</p>	<p style="text-align: center;">救急係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急活動に関する事。 (2) 医療機関との連絡調整に関する事。 (3) 応急手当の普及に関する事。 (4) メディカルコントロール協議会に関する事。 (5) 救急医薬品に関する事。 (6) 救急隊員の救急技術の向上に関する事。 (7) 救急用資器材の維持管理に関する事。 (8) 救急医療情報システムの運用に関する事。 (9) 救急の統計に関する事。 (10) その他救急業務に関する事。
<p style="text-align: center;">消 防 第 二 課</p>	<p style="text-align: center;">予防係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防の措置命令に関する事。 (2) 建築確認の同意に関する事。 (3) 消防用設備等の設置指導及び検査に関する事。 (4) 予防関係申請及び各種届出の処理に関する事。 (5) 危険物に関する事。 (6) 防火思想の普及に関する事。 (7) 消防広報及び広聴に関する事。 (8) 予防の統計に関する事。
	<p style="text-align: center;">指導係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 査察指導に関する事。 (2) 違反処理に関する事。 (3) 防火管理に関する事。 (4) 防火対象物定期(自主)点検報告制度に関する事。 (5) 民間防火組織の育成指導に関する事。 (6) 査察関係の統計に関する事。
	<p style="text-align: center;">調査係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災原因(林野火災及びその他の火災で死傷者が生じないものは防ぎよ隊で対処する。)の調査に関する事。 (2) 火災損害の調査に関する事。 (3) 火災の統計に関する事。 (4) 火災の報告に関する事。 (5) 火災調査資料の収集に関する事。

出 張 所 事 務 分 掌

庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文書の収受、保存に関する事。 (2) 庁舎の維持管理に関する事。 (3) 物品の出納管理に関する事。 (4) 職員の福利厚生、教養訓練、服務に関する事。 (5) 職員の諸手当に関する事。 (6) その他、他の係に属さない事。
第一係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災、災害等の警戒及び防御活動に関する事。 (2) 消防地理水利に関する事。 (3) 消防団の訓練指導に関する事。 (4) 訓練に関する事。 (5) 救急活動に関する事。 (6) 通信機器の運用及び維持管理に関する事。 (7) 車両並びに機械器具の維持管理に関する事。
第二係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事。 (2) 防火指導及び防火相談に関する事。 (3) 査察指導に関する事。 (4) 火災原因(林野火災及びその他の火災で死傷者が生じないもの。)の調査に関する事。 (5) 火災損害の調査に関する事。

職員定数及び実数並びに配置状況

(平成25年4月1日現在)

階級別 所属別		合 計	消 防 吏 員							事務職員	
			消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		消防士
定 員		214									
消 防 本 部	消 防 長	1	1								
	次 長	1		1							
	総 務 課	8		1	2	1		1	1	2	
	警 防 課	18		1	3	4	3	3	4		
	予 防 課	5		1	2	1	1				
	消防学校派遣	1					1				
	消防学校入校	7								7	
部 計	41	1	4	7	6	5	4	5	7	2	
鉾 田 消 防 署	署 長	1		1							
	副 署 長	1			1						
	課 長	2			2						
	総 務 係	6				1		1	1	3	
	経 理 係	4				1			2	1	
	警 防 係	4					2		1	1	
	救 急 係	4				1	2	1			
	予 防 係	6				1	1	1	2	1	
	指 導 係	6				1		3	1	1	
	調 査 係	6				1	3	2			
	部 計	40		1	3	6	8	8	7	7	
	旭 出 張 所	所 長	1			1					
		庶 務 係	4				1	1	1	1	
		第 一 係	3				1	1	1		
第 二 係		4				1	1	1	1		
部 計		12			1	3	3	3	2		
大 洋 出 張 所	所 長	1			1						
	庶 務 係	4				1		1	2		
	第 一 係	3				1	1	1			
	第 二 係	4					1	3			
	部 計	12			1	2	2	5	2		
潮 来 消 防 署	署 長	1		1							
	副 署 長	1			1						
	課 長	2			2						
	総 務 係	6				1		2		3	
	経 理 係	4				1		1	1	1	
	警 防 係	5					2		1	2	
	救 急 係	6					2	2	1	1	
	予 防 係	6				1	1	2	2		
	指 導 係	4				1		2	1		
	調 査 係	6				1	2	3			
部 計	41		1	3	5	7	12	6	7		
行 方 消 防 署	署 長	1			1						
	副 署 長	1			1						
	課 長	2			2						
	総 務 係	5				1		2	1	1	
	経 理 係	4				1		1		2	
	警 防 係	5				1	1		1	2	
	救 急 係	6				1	2	2	1		
	予 防 係	5				1		3	1		
	指 導 係	4					1	2		1	
	調 査 係	6					2	2	2		
	部 計	39			4	5	6	12	6	6	
	麻 生 出 張 所	所 長	1			1					
		庶 務 係	4					2		2	
第 一 係		4				1	2		1		
第 二 係		3					1	1	1		
部 計		12			1	1	5	1	4		
玉 造 出 張 所	所 長	1			1						
	庶 務 係	4				1		1	2		
	第 一 係	3				1	1	1			
	第 二 係	4				1	2	1			
部 計	12			1	3	3	3	2			
実 員 合 計	209	1	6	21	31	39	48	34	27	2	

消 防 職 員 の 階 級 別 年 齢 状 況

(平成25年4月1日現在)

階 級 年 齢	合 計	消防正監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	事務職員
～ 19歳	5								5	
20歳 ～ 24歳	24							3	21	
25歳 ～ 29歳	31						8	22	1	
30歳 ～ 34歳	43					2	32	8		1
35歳 ～ 39歳	24					16	7			1
40歳 ～ 44歳	10				4	6				
45歳 ～ 49歳	4				2	2				
50歳 ～ 54歳	1				1					
55歳 ～ 59歳	67	1	6	21	24	13	1	1		
合 計	209	1	6	21	31	39	48	34	27	2
平均年齢	38.99歳									

消 防 職 員 の 階 級 別 勤 続 年 数

(平成25年4月1日現在)

階 級 年 数	合 計	消防正監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	事務職員
～ 4年	39						1	11	27	
5年 ～ 9年	29						16	13		
10年 ～ 14年	45					6	28	9		2
15年 ～ 19年	9					7	2			
20年 ～ 24年	10				1	9				
25年 ～ 29年	10				6	4				
30年 ～	67	1	6	21	24	13	1	1		
合 計	209	1	6	21	31	39	48	34	27	2

消 防 職 員 の 教 育 状 況

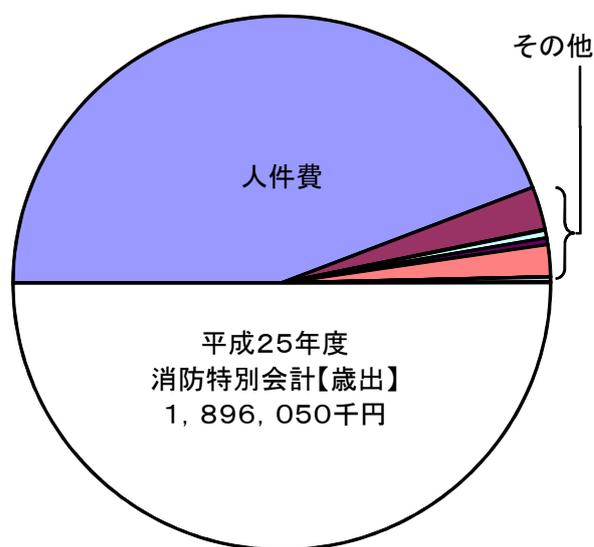
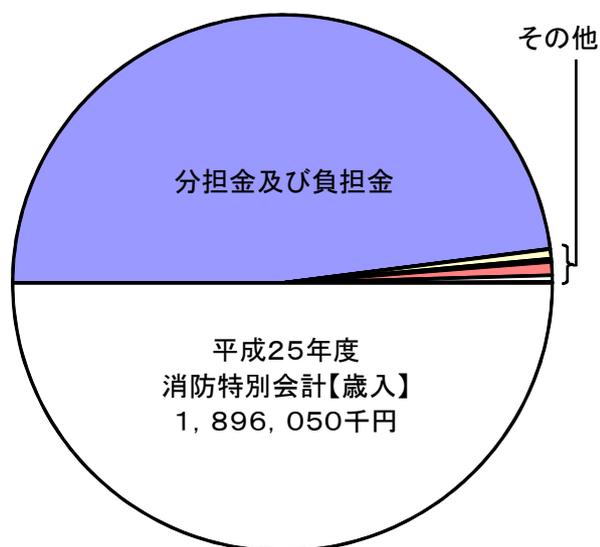
(平成25年4月1日現在)

教育名		年度別	S50~H18	20	21	22	23	24	合計	
消 防 大 学 校	上 級 幹 部 科								0	
	幹 部 研 修 科								0	
	警 防 科		1		1		1		3	
	予 防 科								0	
	救 急 科		2						2	
	救 助 科		2			1		1	4	
	危 険 物 科		1						1	
	火 災 調 査 科					1	1	1	3	
	火 災 調 査 講 習 会		4						4	
	救 急 救 命 士 研 修 課 程		15	2	2	2	2	1	24	
茨 城 県 立 消 防 学 校	初 任 教 育		160	7	8	8	5	8	196	
	専 科 教 育	警 防 課 程		9						9
		水 防 課 程								0
		無 線 課 程		8						8
		予 防 科		24						24
		予 防 査 察 科		11		3		3		17
		危 険 物 科		7	3		1		3	14
		火 災 調 査 科		50	3	3	3	3	3	65
		救 急 普 通 課 程		74						74
		救 急 II 課 程		51						51
		救 急 科		74	12	9	6	6	6	113
		救 助 科		24	1	3	3	3	3	37
		特 殊 災 害 科		9	3	3	3	3	3	24
		幹 部 教 育 特 別 教 育	初 級 幹 部 科		13					
中 級 幹 部 科			13				3		16	
上 級 幹 部 科			10						10	
現 任 教 育			8						8	
梯 子 車 運 用 課 程			4						4	
救 急 情 報 課 程			3						3	
操 法 指 導 研 修 会			10	3	2	2	2	2	21	
校 育	気 管 挿 管 講 習 会		2						2	
	薬 剤 投 与 講 習 会			1	1	1	1	1	5	
合 計			589	35	35	31	33	32	755	

平成25年度消防特別会計当初予算の状況

歳入		
分担金及び負担金	1,818,538 千円	96.0%
その他	使用料及び手数料	1,200 千円 0.0%
	国庫支出金	21,839 千円 1.1%
	県支出金	6,900 千円 0.4%
	財産収入	213 千円 0.0%
	繰入金	30,000 千円 1.6%
	繰越金	15,000 千円 0.8%
	諸収入	2,360 千円 0.1%
合計	1,896,050 千円	100.0%

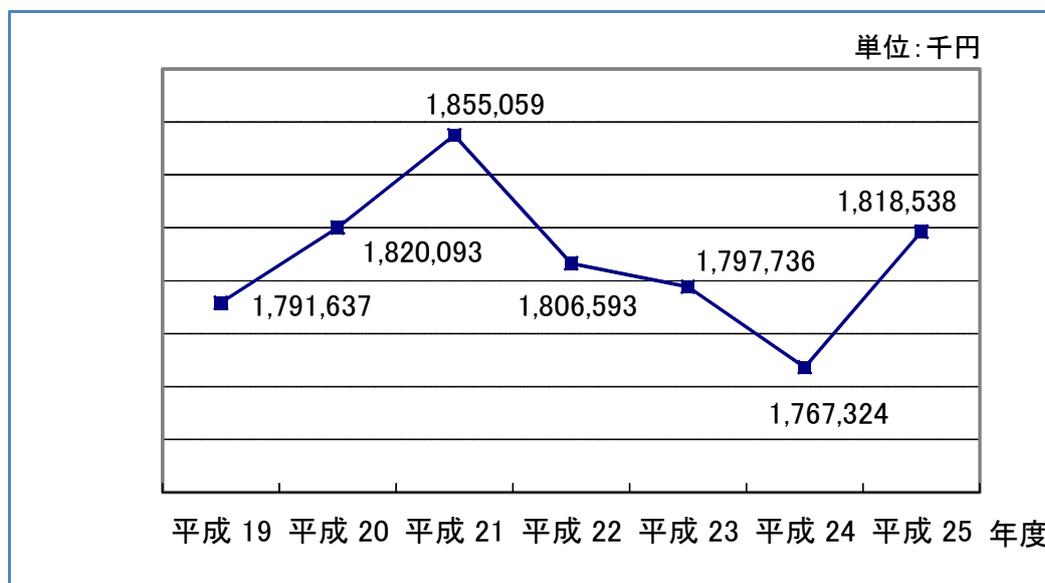
歳出		
人件費	1,675,293 千円	88.4%
その他	物件費	98,363 千円 5.2%
	維持補修費	2,075 千円 0.1%
	扶助費	17,820 千円 0.9%
	補助費等	15,287 千円 0.8%
	普通建設事業費	73,341 千円 3.9%
	積立金	214 千円 0.0%
	公債費	11,157 千円 0.6%
	予備費	2,500 千円 0.1%
	合計	1,896,050 千円



人口・世帯当たりの消防費

区分	消防歳出予算額	消防費	
		人口1人当たり	1世帯当たり
平成19年度	1,836,713 千円	14,862 円	47,638 円
平成20年度	1,896,213 千円	15,460 円	48,676 円
平成21年度	1,884,204 千円	15,478 円	48,000 円
平成22年度	1,850,348 千円	15,314 円	46,728 円
平成23年度	1,824,278 千円	15,267 円	45,955 円
平成24年度	1,820,617 千円	15,441 円	45,696 円
平成25年度	1,896,050 千円	15,997 円	45,394 円

負 担 金 の 推 移



構成市	23年度	24年度	25年度
	千円	千円	千円
潮来市	451,204	444,672	454,508
行方市	609,408	588,089	606,337
銚田市	737,124	734,563	757,693
合計	1,797,736	1,767,324	1,818,538

構 成 市 の 平 成 24 年 度 消 防 財 政 状 況

項目 区分	平成24年度 一般会計 当初予算額	平成24年度 消防費 当初予算額	比較 (B)/(A) ×100	平成23年度 消防費基準 財政需要額	平成24年度 広域消防負担 金及び負担率	比較 (D)/(C) ×100	基準財政需要 額と消防費予算 額との比較 (B)/(C) × 100
	(A) 千円	(B) 千円	%	(C) 千円	(D) 千円	%	%
潮来市	14,255,000	569,151	3.99%	493,181	444,672 25.16%	90.16%	115.40%
行方市	17,777,000	882,589	4.96%	652,255	588,089 33.28%	90.16%	135.31%
銚田市	17,370,000	1,161,263	6.69%	811,798	734,563 41.56%	90.49%	143.05%
合計	49,402,000	2,613,003	(平均) 5.21%	1,957,234	1,767,324 100.00%	(平均) 90.27%	(平均) 131.26%